第十五条（見出しを含む。）及び第十六条（見出しを含む。）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第十六条の二　管理運用法人に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として厚生労働大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として厚生労働大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

第十六条の三　管理運用法人に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものとする。

第十七条第一項中「年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十八条　高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令

第一条中「（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項」を「（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「法」という。）第三条の二」に、「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の五第一項の中長期計画」に改める。

第四条を削る。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、同項第四号中「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「より中期計画」を「より中長期計画」に、「当該中期計画」を「当該中長期計画」に改め、「（国立高度専門医療研究センターの最初の事業年度の属する中期計画については、国立高度専門医療研究センターの成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二第一項中「独立行政法人国立がん研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第二項中「独立行政法人国立循環器病研究センター」を「国立研究開発法人国立循環器病研究センター」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第三項中「独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」を「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第四項中「独立行政法人国立国際医療研究センター」を「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第五項中「独立行政法人国立成育医療研究センター」を「国立研究開発法人国立成育医療研究センター」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第六項中「独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改め、「業務方法書に記載すべき」を削り、同条を第二条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　国立高度専門医療研究センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　当該国立高度専門医療研究センターの役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該国立高度専門医療研究センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　当該国立高度専門医療研究センターの業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　当該国立高度専門医療研究センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立高度専門医療研究センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　当該国立高度専門医療研究センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　国立高度専門医療研究センターに係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、法、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号。以下「令」という。）及びこの省令の規定に基づき厚生労働大臣に提出する書類とする。

第五条から第七条までを次のように改める。

（業務実績等報告書）

第五条　国立高度専門医療研究センターに係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業年度における業務の実績及び当該実績について	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況